

マイナンバーカードで小児慢性特定疾病医療費受給資格の確認が可能となります

鹿児島県小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている方は、オンライン資格確認に対応している医療機関等で、令和7年12月からマイナンバーカードを小児慢性特定疾病医療費受給者証の代わりに利用することができます。

〈医療機関等での資格確認の方法〉

- ①紙の受給者証
- ②マイナ保険証（オンライン資格確認）



注意事項

- 紙の受給者証も引き続き発行します。廃棄せず
大切に保管をしてください。
- 自己負担上限額管理票は、引き続き毎回提示が
必要です。
- オンライン資格確認に対応していない医療機関等
では、①の方法でのみ資格確認を行います。

